

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の主な改正経緯

制定・改正	施行	背景など	項目	主な内容	罰則の変遷 不法投棄 措置命令
昭和45年制定	昭和46年9月	いわゆる公害国会で廃棄物処理法を含む14の公害関係法が制定又は改正された。	廃棄物の定義 一般廃棄物の処理責任は市町村 排出事業者責任	廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物に大別し、産業廃棄物以外のものを一般廃棄物とした。 一般廃棄物については、市町村は区域内の一般廃棄物が適正に処理できるよう一般廃棄物処理計画を策定しなければならないとし、その処理責任は原則として市町村にあるとした。 事業活動に伴って生じた廃棄物は、産業廃棄物の場合も一般廃棄物の場合も事業者が処理責任を有するとして、産業廃棄物については事業者の処理責任を明確にし、事業者はその産業廃棄物を自ら産業廃棄物処理基準に従って処理するか、又は都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に施行令で定める基準に従って委託処理しなければならないこととなった。	
昭和51年改正		特に産業廃棄物に関して不法投棄等の違法処分や無許可の処理業者が多く、全体として事業者処理責任の原則が徹底していなかったことやいわゆる六価クロム問題を契機として改正が行われた。	委託基準規定(再委託の禁止) 措置命令規定の創設	事業者の廃棄物処理に関する責任を確実なものとするため、産業廃棄物の処理に関する規制の強化を中心とした処理委託基準の強化や、最終処分場については法の規制を受ける施設とするなどの改正が行われた。 委託基準規定(再委託の禁止) 措置命令規定の創設	3月以下の懲役、 20万円以下の罰金 1年以下の懲役、 50万円以下の罰金
平成3年改正	平成4年7月	廃棄物の増加や質の多様化が一層進むとともに、不法投棄の社会問題化、深刻な中間処理施設や最終処分場の不足等、様々な廃棄物に関する問題が発生したことにより、大幅な法改正が行われた。	目的を改正 国民の責務、事業者、国並びに 地方公共団体の責務 一般廃棄物処理計画を市町村 の全域を対象に策定 特別管理廃棄物制度 特別管理産業廃棄物管理責任 者の設置と特別管理産業廃棄物管 理票(マニフェスト)制度 産業廃棄物処理業の許可更新 制度 廃棄物処理業者の規制強化 一般廃棄物処理施設の規制強 化 罰則の強化、措置命令発動要 件の緩和 委託契約 廃棄物処理センター制度	法の目的を改正し、廃棄物の処理については、廃棄物が発生して最終的に処分されるまでの一連の行為をいうものとされてきたが、新たに廃棄物の排出抑制、分別及び再利用等が廃棄物の処理として明示された。 新たに国民の責務を規定するとともに、事業者、国並びに地方公共団体の責務を強化した。 一般廃棄物処理計画を市町村の全域を対象に策定することとなった。 特別管理廃棄物制度が導入された。 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置と特別管理産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度が発足した。 産業廃棄物処理業は、産業廃棄物収集・運搬業、同処分業、特別管理産業廃棄物収集・運搬業、同処分業の4区分に分けられ、許可期限を5年間とし、許可の更新制度が導入された。 廃棄物処理業者の許可欠格条項を拡大するとともに、廃棄物処理業者に対する規制が強化された。 市町村が設置する一般廃棄物処理施設を除いて設置の届出制を許可制に改めるなど、規制の強化が行われた。 全般的に罰則の強化を行うとともに、措置命令の発動要件が緩和された。 事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合は、収集・運搬業者、処分業者それぞれに対して施行規則に定める事項を記載した文書(委託契約書)により、契約を取り交わすこととなった。 特別な管理を要する廃棄物等の適正かつ広域的な処理を行う法人(民法第34条に定める法人)であって、その基本財産に地方公共団体から出資しているものを、厚生大臣(現環境大臣)が廃棄物処理センターとして指定する制度を設けた。	6月以下の懲役、 50万円以下の罰金 3年以下の懲役、 300万円以下の罰 金又はこれらの併 科
平成5年改正	平成5年12月	廃棄物全般の輸出入に関する規制	廃棄物の輸入関係	廃棄物を輸入する場合には厚生大臣(現環境大臣)の許可を、また、輸出する場合には厚生大臣(現環境大臣)の確認を必要とすることとしたほか、輸入された廃棄物は産業廃棄物をして取り扱われることとなった。	

制定・改正	施行	背景など	項目	主な内容	罰則の変遷 不法投棄 措置命令	
平成 6年改正	平成 6年9月	施行令の改正	シュレッダーダスト関係	ジクロロメタン等13物質を含む産業廃棄物が新たに特別管理産業廃棄物として指定されるとともに、自動車、電気機械器具の破砕に伴って生ずる自動車等の破砕物、いわゆるシュレッダーダスト等については、従来の安定型最終処分場から管理型最終処分場への埋立処分が義務付けられた。		
平成 9年改正		産業廃棄物の最終処分場の逼迫、不法投棄等の不適正処理に起因する廃棄物処理への不信感に加えダイオキシン問題が注目されるようになり、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに施設の信頼性・安全性の向上や不法投棄対策等の総合的な対策のために改正が行われた。	<p>進</p> <p>項</p> <p>基準強化</p> <p>が簡素化・迅速化</p> <p>強化</p>	<p>廃棄物の減量化・リサイクル推進</p> <p>産業廃棄物処理施設設置許可手続の明確化</p> <p>最終処分場の廃止手続</p> <p>廃棄物処理業の許可の欠格条項</p> <p>産業廃棄物処理業者への委託</p> <p>産業廃棄物管理票制度の変更</p> <p>罰則を強化</p> <p>措置命令の対象追加</p> <p>廃棄物撤去等の措置命令手続</p> <p>焼却に伴うダイオキシン類規制</p>	<p>廃棄物の減量化・リサイクル推進のため、多量排出事業者の処理計画で減量を明確化するとともに、廃棄物の再生利用に係る規制緩和が図られた。</p> <p>産業廃棄物処理施設設置許可手続の明確化。設置者への生活環境影響調査の義務化。最終処分場、焼却施設については、都道府県知事等に対して、申請書等の告示・縦覧、利害関係を有するものの意見聴取、専門的知識を有する者からの意見聴取等の手続を義務化、計画が周辺地域の生活環境の保全についての適正な配慮がなされたものであることを許可要件に追加。</p> <p>最終処分場設置者は、埋立終了後の維持管理を適正に行うため、埋立期間中に維持管理費用をあらかじめ環境事業団に積み立てることが義務化。最終処分場の廃止する場合、当該最終処分場が技術上の基準に適合していることについて都道府県知事等の確認を受けた場合に限り廃止することができることとなった。</p> <p>廃棄物処理業の許可の欠格条項として、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に違反した者等を追加し、欠格条項に係る法人役員等の範囲を「相談役、顧問等を問わず、法人に対し取締役等と同等以上の支配力を有していると認められる者を含む」とした。また、廃棄物処理業者は、自己名義で他人に処理業を行わせてはならないこととなった。</p> <p>産業廃棄物処理業者への委託基準が強化され、委託契約書に処理料金の明示等が加えられた。</p> <p>産業廃棄物管理票制度は、平成10年12月から適用範囲がすべての産業廃棄物に拡大され、産業廃棄物管理票に代えて、電子情報処理組織を使用できることとなった。</p> <p>産業廃棄物の投棄禁止違反等に対する罰則を強化するなど、罰則規定が強化された。</p> <p>措置命令の対象に管理票を交付しなかった者等が追加された。</p> <p>廃棄物撤去等の措置命令が履行見込みがない場合や、原因者不明の場合には、都道府県知事等は自ら原状回復措置が可能となり、行政代執行法ではなく廃棄物処理法で行うことができるようになり、手続が簡素化・迅速化された。また、産業廃棄物適正処理推進センター制度が創設され、都道府県知事等に対して資金の出えん等の協力をを行うこととなった。</p> <p>廃棄物の焼却に伴うダイオキシン類の排出を削減するため、施行令と施行規則が改正され、平成9年12月施行された。焼却施設の構造・維持管理基準の見直し、小規模施設に対する規制強化のための許可対象範囲の見直し、野外焼却防止のための処理基準の明確化、最終処分場の裾きり撤廃、ミニ処分場に対する規制が強化された。</p>	<p>3年以下の懲役、1,000万円以下の罰金又はこれらの併科、法人1億円以下</p> <p>3年以下の懲役、1,000万円以下の罰金又はこれらの併科</p>

制定・改正	施行	背景など	項目	主な内容	罰則の変遷 不法投棄 措置命令
平成12年改正	平成12年6月2日 平成12年10月1日 平成13年4月1日	循環型社会実現ため、廃棄物の減量化促進と安全かつ適正処理できる体制の整備が課題となり、適正な処理体制の整備と不適正処理の防止を目的として法改正がなされた。	国の基本方針策定 都道府県廃棄物処理計画の策定 都道府県が行う(特別管理)産業廃棄物の処理 多量排出事業者の処理計画の策定 廃棄物処理センター制度の見直し 廃棄物処理業許可の取消し等の要件追加 処理施設設置許可要件の追加 産業廃棄物管理票制度の見直し 廃棄物の野外焼却等の規制 支障除去等措置命令の強化 罰則の強化	国の基本方針策定(平成13年4月1日施行) 都道府県廃棄物処理計画の策定(平成13年4月1日施行) 都道府県が行う(特別管理)産業廃棄物の処理(平成12年6月2日施行) 多量排出事業者の処理計画の策定(平成13年4月1日施行) 廃棄物処理センター制度の見直し(平成12年6月2日施行) 廃棄物処理業に係る許可の取消し等の要件追加(平成12年10月1日施行) A 他人に対して違反行為を要求し、依頼し、若しくは唆し、又は違反行為を助けたとき。 I 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団員等が事業活動を支配する法人等。 U 事業の用に供する施設、処理業者の能力が基準に適合しなくなった場合 処理施設の設置に係る許可要件の追加(平成12年10月1日施行) 産業廃棄物管理票制度の見直し 廃棄物の野外焼却等の規制(平成13年4月1日施行:3年以下の懲役、300万円以下の罰金) 不適正処分に関する支障の除去等の措置命令の強化(平成13年4月1日施行) 罰則の強化:管理票の不交付、焼却の禁止規定等の違反に対し、新たに罰則を設けるとともに、不法投棄(3年以下の懲役、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金、法人1億円以下)、無許可営業、無許可処理業者に対する委託等違反(5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金)の罰則を強化。(平成12年10月1日施行、一部平成13年4月1日)	5年以下の懲役、 1,000万円以下の罰金又はこれらの併科、法人1億円以下 5年以下の懲役、 1,000万円以下の罰金又はこれらの併科 平成12年10月1日施行 以後、時効5年 以前は時効3年
平成13年改正			新たな処理施設の対象 「PCB」関連 と蓄場法及び食鳥処理法関連	平成13年2月1日から1日当たりの処理能力が5tを超える「木くず又はがれき類の破砕機」が新たに処理施設の対象となった。 平成13年7月15日から「PCB」をポリ塩化ビフェニルと改め、汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルの分解施設等を設置の許可を要する処理施設に追加するとともに、告示・縦覧等を必要とする処理施設とした。 と蓄場法第3条第2項に規定すると蓄場においてとさつし、又は解体した同条第1項に規定する獣畜及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」第2条第6号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第1号に規定する食鳥に係る固形状の不要物を産業廃棄物に追加	
平成14年改正			し尿等の処理物の海洋投入処分を禁止 排出事業者の契約添付書面の保存 コンクリートくずを明示 管理型最終処分場の排水基準に3項目が追加 ダイオキシン類対策特別措置法関連 ダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固化施設 特別管理産業廃棄物の追加	し尿等の処理物について、海洋投入処分を行うことができる一般廃棄物から削除し、海洋投入処分を禁止した。 排出事業者の委託契約書及び契約書に添付される書面は、契約終了日から5年間保存することが委託基準に追加 コンクリート製の製造工程から発生するコンクリート製品の不良品等の廃棄物については、これまで「ガラスくず及び陶磁器くず」に含まれるとしてきたが名称を「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず」と変更し、明示された。 平成13年7月に水質汚濁防止法に基づく特定施設に係る排水基準にホウ素及びその化合物、フッ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の3項目の排水基準が設定されたことから、管理型最終処分場の排水基準にこの3項目が追加された。 ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設のうち、ダイオキシン類を一定以上含む製鋼用電気炉及びアルミ合金用ばい焼炉等から生じるばいじんや水質規制の対象となる特定施設を有する工場等から生じる汚泥、廃酸又は廃アルカリを焼却炉から排出されるばいじん等と同様の処分基準を適用すべく、特別管理産業廃棄物に追加した。 ダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固化施設が、設置に際し許可が必要な産業廃棄物処理施設に追加された。 ジクロロメタンの洗浄施設から生じる廃油を、特別管理産業廃棄物に追加した。また、ジクロロメタンの洗浄施設又は蒸留施設を有する工場等から生じ、ジクロロメタンを一定以上含む汚泥等についても特別管理産業廃棄物に追加した。	

制定・改正	施行	背景など	項目	主な内容	罰則の変遷 不法投棄 措置命令
平成15年改正			<p>国の責務の明確化 廃棄物処理施設整備計画の策定</p> <p>事業者の一般廃棄物の委託による措置</p> <p>廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置許可手続等の適正化</p> <p>廃棄物処理業等の許可に係る特例</p> <p>報告の徴収及び立入検査の拡充</p> <p>罰則の強化</p> <p>ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正による改正</p> <p>BSE(牛海綿状脳症)関連の特例</p>	<p>国の責務の明確化 廃棄物処理施設整備計画の策定 事業者の一般廃棄物の委託による措置</p> <p>ア 事業者は、その一般廃棄物の処理を他人に委託する場合には、一般廃棄物処理業者等に委託しなければならないとともに、委託しようとする一般廃棄物の処理がその事業の範囲に含まれるものに委託しなければならないとした。</p> <p>イ 特別管理一般廃棄物の処理を委託する場合は、あらかじめ、委託する特別管理一般廃棄物の種類、数量、性状等を文書で通知することとした。</p> <p>廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置の許可の手続等の適正化</p> <p>廃棄物処理業等の許可に係る特例</p> <p>報告の徴収及び立入検査の拡充</p> <p>ア 市町村長、都道府県知事又は環境大臣は、廃棄物である疑いのある物について報告の徴収及び立入検査ができるようにした。</p> <p>イ 環境大臣は、廃棄物又は廃棄物である疑いのある物を輸出した者について、報告の徴収及び立入検査ができるようにした。</p> <p>罰則の強化:廃棄物の不法投棄及び不法焼却に対する未遂罪を新設した。</p> <p>ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正により、4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設及び2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設や排ガス洗浄施設等から排出される汚泥、廃酸又は廃アルカリについて、ダイオキシン類が一定の基準を超えるものを特別管理産業廃棄物に追加(平成16年7月1日適用)</p> <p>BSE(牛海綿状脳症)に対する昨今の規制の強化によって、死亡牛が明確に廃棄物として扱われることから、死亡牛のみの収集・運搬を業として行う者及び化成場において死亡牛のみの処分を業として行う者に対し、産業廃棄物処理業の許可を不要とする特例を設けた。</p>	
平成16年改正			<p>PCBが付着したものを特別管理産業廃棄物に追加</p> <p>処理基準・許可基準のPCB廃棄物に係る規定</p> <p>自動車リサイクル法の施行による使用済み自動車等の保管基準</p>	<p>「汚泥のうちポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という)が染み込んだもの」及び「がれき類のうちPCBが付着したものを特別管理産業廃棄物に追加</p> <p>平成16年から日本環境安全事業株式会社(旧環境事業団)がPCB廃棄物処理事業を開始することに伴い、PCB廃棄物の収集・運搬も本格的に行われることから、PCB廃棄物の適正な収集・運搬を確保するため、処理基準・許可基準においてPCB廃棄物に係る規定を設けた。</p> <p>使用済み自動車の再資源化に関する法律(自動車リサイクル法)の完全施行(平成17年1月)により、使用済み自動車等は全て廃棄物処理法上の廃棄物として扱われることとなるため、使用済み自動車等の実態に即した保管基準を設けた。</p>	
平成17年改正		<p>大規模な不法投棄への対応と廃棄物の無確認輸出の取締り強化を目的として改正予定</p>	<p>産業廃棄物関係事務無確認輸出の未遂罪や予備罪の新設</p> <p>補助金の規定を廃止</p>	<p>産業廃棄物関係事務を行ってきた保健所設置市は、政令指定都市と中核市が行うこととなる。</p> <p>廃棄物の無確認輸出の未遂罪や予備罪の新設</p> <p>一般廃棄物処理施設整備に対する国庫補助金が廃止され、循環型社会形成推進交付金制度がスタートすることから廃棄物処理法の中にある補助金の規定を廃止した。</p>	